

柏市子ども・子育て支援複合施設条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 柏市送迎保育ステーション（第 3 条—第 1 4 条）

第 3 章 遊びの広場（第 1 5 条—第 2 0 条）

第 4 章 乳幼児一時預かり施設（第 2 1 条—第 3 0 条）

第 5 章 雑則（第 3 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 多くの子どもとその保護者が集い、遊び、活動し、及び交流し、並びに連携することができる場を提供することにより、乳幼児から中高生・若者まですべての世代の子どもの育ちと妊婦・子育て家庭の子育てを支援するため、柏市子ども・子育て支援複合施設を設置する。

（構成施設）

第 2 条 柏市子ども・子育て支援複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 第 3 条の規定により設置された送迎保育ステーション

(2) 第 1 5 条の規定により設置された遊びの広場

(3) 第 2 1 条の規定により設置された乳幼児一時預かり施設

第 2 章 柏市送迎保育ステーション

（設置）

第 3 条 保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るため、柏市送迎保育ステーション（以下「送迎ステーション」という。）を柏市柏四丁目 5 8 番地に設置する。

（業務）

第 4 条 送迎ステーションは、保育所（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）その

他規則で定める施設（次条において「保育所等」という。）の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を実施する場を提供し、及び当該保育を実施する事業に関する業務を行う。

（利用対象者）

第5条 送迎ステーションを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件を満たす児童の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下この条において同じ。）とする。

- (1) 児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であること。
- (2) 市長が別に定める保育の必要性の認定を受けていること。
- (3) 児童の居住地と当該児童が利用する保育所等の位置が離れていること等により、保護者による送迎が困難と認められること。
- (4) 市長が指定した保育所等に入所等をしていること。

（利用の決定等）

第6条 利用対象者は、送迎ステーションの利用をしようとするときは、あらかじめ市長の利用の決定を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の利用の決定をしないことができる。

- (1) 当該利用に係る児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、送迎ステーションの管理運営上支障があるとき。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の利用の決定に条件を付けることができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、利用者（前条第1項の利用の決定を受けた利用対象者をいう。以下同じ。）又は利用者に係る児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者又は利用者に係る児童に対し、その利用を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、送迎ステーションを利用させるこ

とが適当でないと市長が認めるとき。

(利用の決定の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、その利用に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 標準時間に係る利用をする場合 月額1,000円
- (2) 延長時間に係る利用をする場合 1時間当たり100円

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、前条の使用料の減額又は免除することができる。

- 2 前項の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第11条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該保育料等の全部又は一部の返還をすることができる。

- 2 前項ただし書の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(禁止事項)

第12条 利用者及び送迎ステーションに入館する者は、送迎ステーションにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (2) 喫煙をすること。
- (3) 壁、柱、床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これら

に類する行為をすること。

(4) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。

(5) 建物その他物件を破損し，又は汚損するおそれのある行為をすること。

(6) 騒音を発し，暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，係員の指示に違反し，又は送迎ステーションの秩序を乱す行為をすること。

(入場の禁止等)

第13条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者の送迎ステーションへの入場を禁止し，又は送迎ステーションからの退場を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し，又は保安上危険を及ぼすおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか，管理上必要があると認められる者

(損害賠償)

第14条 送迎ステーションの施設，附帯設備等に損害を与えた者は，市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，その額を減額し，又は免除することができる。

第3章 遊びの広場

(設置)

第15条 子どもの主体的な遊びを促進し，及び保護者相互の交流を支援するため，遊びの広場を柏市柏四丁目58番地に設置する。

(利用者の範囲)

第16条 主に，小学校低学年までの乳幼児及び児童とその保護者とする。

(禁止事項)

第17条 遊びの広場に入場する者（次条において「遊びの広場入場者」という。）は，遊びの広場において，次に掲げる行為をし

てはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し，又は火気を使用すること。
- (2) 喫煙をすること。
- (3) 壁，柱，床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。
- (4) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。
- (5) 建物その他物件を破損し，又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (6) 騒音を発生し，暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (7) 物品の販売をすること。
- (8) ポスター，ちらしその他これらに類するものを掲示し，設置し，又は配布すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，係員の指示に違反し，又は遊びの広場の秩序を乱す行為をすること。

(禁止行為解除の許可)

第18条 前条第1号，第7号又は第8号の規定にかかわらず，あらかじめ市長の許可を受けた遊びの広場入場者は，飲食し，物品を販売し，又はポスター，ちらしその他これらに類するものを掲示し，設置し，若しくは配布することができる。

2 前項の許可を受けようとするものは，規則で定めるところにより，市長に申請をしなければならない。

(入場の禁止等)

第19条 第13条の規定は，遊びの広場においてこれを準用する。

(損害賠償)

第20条 第14条の規定は，遊びの広場においてこれを準用する。

第4章 乳幼児一時預かり施設

(設置)

第21条 保護者のリフレッシュ，所用，レスパイトなど預かりの理由を問わず，子どもを安全に預かり，保護者の心理的，肉体的な負担を軽減するため，乳幼児一時預かり施設（以下この章において「一時預かり施設」という。）を柏市柏四丁目58番地に設

置する。

(利用者の範囲)

第22条 一時預かり施設を利用することができるものは、次に掲げる要件を満たす子の保護者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 市内在住であるもの

(2) 保育園・認定こども園・幼稚園に在籍していないもの

(3) 生後6か月以上の小学校就学の始期に達するまでのもの

(登録)

第23条 一時預かり施設を利用しようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に登録の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定する。

(登録の取消し等)

第24条 市長は、登録の決定を受けたものが、登録した事項に変更が生じた旨の届出をしたときは、そのものの登録を変更又は取り消すものとする。

2 市長は、登録の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は市長が特に必要があると認めるときは、そのものの登録を取り消し、又は登録の効力を停止することができる。

(1) 登録した事項に変更が生じた場合であって、その旨の届出をしないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第25条 一時預かり施設利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第26条 市長は、児童の保護者が災害その他やむを得ない事情により使用料を納入することが困難であると認めたときは、当該使用料の全部または一部を免除することができる。

(禁止事項)

第 27 条 第 17 条の規定は，一時預かり施設においてこれを準用する。

(禁止行為解除の許可)

第 28 条 第 18 条の規定は，一時預かり施設においてこれを準用する。

(入場の禁止等)

第 29 条 第 13 条の規定は，一時預かり施設においてこれを準用する。

(損害賠償)

第 30 条 第 14 条の規定は，一時預かり施設においてこれを準用する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 6 条第 1 項及び第 23 条第 1 項の利用の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても，同条の規定の例により行うことができる。

別表 (第 25 条)

1 施設利用料金

施設	単位	利用料金 (円)	備考
一時預かり	1 時間当たり	500	

備考

一時預かりを利用時間を超過して利用する場合，当該超過した利

用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を1時間とみなす。

